

仕 様 書

1 件名

広島市立大学語学センター教育機器（第Ⅱ期）賃貸借

2 設置場所

広島市立大学 語学センター
広島市安佐南区大塚東三丁目 4 番 1 号

3 賃貸借を行う機器等（以下「導入機器等」という。）

（1）408 教室・自習室・事務室

別紙機器等仕様書のとおり。

（参考機器は別紙機器一覧のとおりで、機能に関する要件を満たし、他導入機器に影響を与えない同等以上の性能を持つ機器での納入を認める。）

（2）ランゲージラウンジ・エレベーターホール

別紙什器等仕様書のとおり。

（参考什器は別紙什器一覧のとおりで、機能に関する要件を満たす同等以上の性能を持つ什器での納入を認める。）

4 賃貸借期間

2021年4月1日から2026年3月31日までとする。

5 導入機器等の設置

導入機器等の設置は賃貸人において行い、その内容は導入機器等の搬入、組立て、設置、調整及び各ソフトウェアのインストール、並びに動作確認までとし、設置後、賃借人の検査を受けること。

6 保守業務

（1）保守業務を行うに当たっては、システム運用等に支障のない方法で行うこと。

（2）定期点検保守業務は、語学センター業務処理に支障のないよう6か月に1回以上、語学機材を含めた全機材の点検・整備を行うこと。また、定期点検保守業務とは、全ての機器及びソフトの動作確認と点検、不具合時の修理、必要な部品の交換、機器の清掃等（機器の清掃のみ3か月に1回以上とする）を行うものとする。

（3）語学センターから平日の9時から19時に故障等の連絡を受けた際は、半日以内にこれを修理、または代替機と交換する。また、不具合が授業中でしか発生しない旨の連絡を受けた場合は、授業中の待機も行い、授業に支障を生じさせない環境を整えること。ただし実際のPC停止での入れ替え作業は語学センターの了承を得て行

うこと、また授業に支障の無いように 19 時以降、または土日の語学センターを使用していない時間で対応すること。

- (4) 代替品は教師用コンピュータ付属品 1 式、学習者用コンピュータ及び付属機器 1 式、自習室学習者用コンピュータ及びディスプレイを含めた付属機器 2 式を用意しておくこと。ヘッドセットは 5 本用意しておくこと。
- (5) クライアントコンピュータに関して、3 か月に一度 Windows アップデート（セキュリティアップデート等を含む。）を実施すること。
- (6) クライアントコンピュータに関して、JPCERT 等と OS・アプリケーションソフトの最新のセキュリティレポートを確認し、緊急事態に該当することがあれば、即時対応を行うこと。また報告は語学センターへ行うこと。
- (7) 3 か月に一度実施する定期的な Windows アップデート時に、語学センター環境下で検証済みのソフトを全コンピュータにインストールし、設定変更を実施すること。
- (8) ウイルスの蔓延やクラッキングなど、語学センターネットワークに深刻な緊急事態が発生した場合には、半日以内に正常稼働するように対応すること。また報告は語学センターと情報処理センターへ行うこと。
- (9) 英語 e ラーニング授業用サーバの保守と運用管理を行うこと、運用管理に関しては、ハードウェアの保守及び SSH にて手動のリモート監視を行い、語学センターの指示に従って実施すること。
- (10) 土日、祝日など休日の緊急事態に備え、連絡体制を整えておくこと。
- (11) サーバ・ネットワークに関しては、SSH による学外からリモート監視を行い、異常が見受けられた場合は、半日以内に正常に稼働するように対応すること。また報告は語学センターへ行うこと。
- (12) サーバ・ネットワークに関しては、JPCERT 等の最新のセキュリティレポートを確認し、該当する事項があれば、SSH による学外からのリモート制御で、半日以内に適切な対応を行うこと。また報告は語学センターへ行うこと。
- (13) 機材やソフトウェアのサポート契約は賃貸人の負担で行うこと。
- (14) サーバ部分の UPS、バッテリー交換 1 回分の費用を含むこと。
- (15) 個々の設定変更他、定期点検保守業務作業に関して、作業終了後に語学センターへの報告を文書で行うこと。また月に一度、語学センターが主催するミーティングに出席し、保守業務についての報告を文書で行うこと。また、必要に応じて情報処理センターが主催する業者ミーティングに出席すること。

7 マニュアル

- (1) 本システムの有する全ての機能について整備されたマニュアルを提供し、導入時に必要な数を提供すること。
- (2) 契約期間中にマニュアル等に変更やバージョンアップがあった場合には、これに速やかに対応すること。

8 電気工事

各機器からの配線、機器は全て本契約とする。

電源についても、各機器からコンセントまでと、分電盤までの配線は本契約に含むものとする。

9 その他特記事項

- (1) 賃借人はマイクロソフト製品やウイルス対策ソフトに関する包括契約を締結しているため、その包括契約で利用可能なソフトを使用して設定を行うこと。
- (2) 再使用する現有品（別紙 現有品再使用機器一覧のとおり。）の設置・調整を行う際には、現行教育機器（第Ⅱ期）賃貸借業務の賃貸人と調整・連携して行うこと。
- (3) 導入機器等の撤去の際はPC やサーバなど重要なデータを扱うものについて、情報の漏洩防止のために、データ消去など必要な措置を講じること。
- (4) 導入機器等の撤去及びデータの消去に係る費用については、本調達に含めるものとする。
- (5) 賃貸人は、本賃貸借契約終了時に、次期賃貸人から求められたときは、導入機器等の設置に関して必要な情報を提供すること。
- (6) その他、仕様書に定めのない事項については、語学センターと協議のうえ決定すること。